

「労働安全衛生法」

(計画の届出等)

第 8 8 条 事業者は、当該事業場の業種及び規模が政令で定めるものに該当する場合において、当該事業場に係る建築物若しくは機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の 3 0 日前までに、労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。ただし、仮設の建築物又は機械等で、労働省令で定めるものについては、この限りでない。

2 前項の規定は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するものうち、労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする事業者（同項の事業者を除く。）について準用する。

「労働安全衛生規則」

(計画の届出等)

第 8 5 条

法 8 8 条第 1 項の規定による届出をしようとする者は、様式第 2 0 号による届書に次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

第 8 6 条 別表第 7 の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする事業者が法第 8 8 条第 1 項の規定による届出をしようとするときは、様式第 2 0 号による届書に、当該機械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出をする場合における前条第 1 項の規定の適用については、次に定めるところによる。

1 . 建築物又は他の機械等とあわせて別表第 7 の上欄に掲げる機械等については法第 8 8 条第 1 項の規定による届出をしようとする場合にあっては、前条第 1 項に規定する届書及び書類の記載事項のうち、前項に規定する届書又は書面若しくは図面の記載事項と重複する部分の記入は要しないものとする。

2 . 別表第 7 の上欄に掲げる機械等のみについて法第 8 8 条第 1 項の規定による届出をする場合にあっては、前条第 1 項の規定は適用しないものとする。

(計画の届出をすべき機械等)

第 8 8 条 法第 8 8 条第 2 項の労働省令で定める機械等は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第 7 の上欄に掲げる機械等とする。

2 第 8 8 条第 1 項の規定は、別表第 7 の上欄に掲げる機械等について法第 8 8 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による届出をする場合に準用する。

別表第 7

(第 86 条、第 88 条関係)

機械等の種類	事項	図面
<p>1. 動力プレス（機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するもの及び液圧プレスに限る。）</p>	<p>1. 種類 2. 圧力能力 3. ストローク長さ 4. 停止性能 5. 切替スイッチの種類 6. 機械プレスでクランク軸等の偏心機構を有するものにあつては イ クラッチの型式 ロ ブレーキの型式 ハ 毎分ストローク数 ニ ダイハイト ホ スライド調整量 ヘ オーバーラン監視装置の設定位置 ト クラッチ掛け合い箇所の数 7. 液圧プレスにあつては イ スライドの最大下降速度 ロ 慣性下降値 8. 使用の概要 イ 用途 ロ 行程 ハ 加工 9. 安全装置の概要 10. スライドによる危険を防止するための機構を有するものにあつては、その性能</p>	<p>1. 動力プレスの構造図又はカタログ 2. 型式検定に合格した動力プレスにあつては、型式検定合格標章の写し 3. 安全装置を取り付ける動力プレスにあつては当該安全装置に係る型式検定合格標章の写し及び当該安全装置の構造図又はカタログ 4. 前 2 号に掲げる動力プレス以外の動力プレスにあつては安全装置の概要を示す図面又はカタログ</p>
<p>以 下 省 略</p>		